

国立研究開発法人森林研究・整備機構知的財産ポリシー

令和4年4月

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）は、森林・林業・木材産業に係わる研究と、森林の整備や保険を通じて、豊かで多様な森林の恵みを生かした循環型社会の形成に努め、人類の持続可能な発展に貢献することを使命としている。

森林・林業・木材産業を取り巻く状況やニーズの変化に的確に対応しつつ、今後とも使命を果たしていくためには、産学官及び異分野との連携を推進し、研究開発成果の社会還元に積極的に取り組むとともに、知的財産の戦略的な管理・活用にも取り組んでいかなければならない。

このため、機構はこの「知的財産ポリシー」を役職員の共通認識とし、知的財産マネジメントの推進に取り組むこととする。

1. 対象とする知的財産権

本ポリシーが対象とする知的財産権は、特許権、育成者権、実用新案権、著作権（プログラム及びデータベースに限る。）、商標権、意匠権、回線配置利用権及びこれら権利に関連した研究・技術情報（以下、これらを「知的財産権」と総称する。）とする。

2. 知的財産に関する意識の向上

研究開発業務に従事する役職員は、研究開発課題の技術動向や関連する知的財産情報を日頃から調査し、その産業界等における位置付けや方向性を踏まえた上で、研究の企画段階から成果の利活用について具体的な目標を持つとともに、知的財産権の確保を意識した研究の推進を行うよう努めるものとする。

他の業務に従事する役職員についても、業務の内容に応じ知的財産権を意識して業務に取り組む。

3. 研究開発成果の取扱い方針

機構は、公的研究機関であることから、知的財産権は原則として機構に帰属させるものとする。技術移転につながる可能性のある研究開発成果については、適切な知的財産化（権利化、秘匿化、公知化、標準化）を意識し、対外公表や公表時期について留意するとともに、機構の知的財産が不正に流出することがないように情報管理に努める。

（1）権利化

将来的に幅広い応用技術に発展する可能性が高い基本的な技術や企業等における商品化・事業化が見込まれる研究開発成果については、積極的に権利化を図る。特に、前者については可能な限り機構単独での権利化を目指す。外国への出願については、当該国での実用

化の可能性や権利化しない場合に生じる不利益等を十分考慮し、費用対効果を精査した上で、権利化を進める。

（２）秘匿化

国内外における模倣の防止や技術移転先の企業等での利活用に係る優位性を確保する観点から、公開しないことが適切と判断される研究開発成果については、権利化せずにノウハウとして秘匿し、適切な管理の下で技術移転を行う。

（３）公知化

公知化することで幅広く活用され現場への普及が促進されるなど、研究開発成果を社会全体で共有することが適切と判断される研究開発成果や、利用範囲が極めて限定的で商品化・事業化が期待できない研究開発成果については、権利化せずに、論文等で公表し、公立試験研究機関や行政機関、学協会、民間団体等を通じて成果の普及を行う。

（４）標準化

研究開発成果に係る技術が標準として位置付けられ、国内外の産業界等における共通の基盤技術となることによって、当該成果が社会に広く活用されることが期待される場合は、関係機関と連携し、標準化に取り組む。

４．知的財産の戦略的かつ積極的な活用

機構の保有する知的財産は、単なる権利の保有にとどまらず、幅広く活用されることにより初めて研究開発成果の社会還元が果たされ、このことが機構の社会的評価にもつながることから、適切な管理の下、戦略的かつ積極的な活用を図る。

（１）知的財産の戦略的な権利化

権利化を目指す研究開発成果については、先行技術調査情報に基づいて分析を行い、権利活用場面を想定して、実効性のある権利が取得できるか、侵害があった場合の事実の立証が可能かどうか等について事前に十分に検討する。特許については、出願後においてもデータを追加し出願内容を補強する等、優先権制度の活用により質の向上を図るとともに、技術移転の可能性が見出されたコア技術については周辺技術や応用技術についても権利化する必要があるか等の判断を継続的に実施し、包括的・網羅的な権利取得に努める。

（２）民間企業等との連携の推進

産業への直接的利用を目的とする技術開発は、民間企業等との共同研究を行うことが有効であり、研究開発成果を知的財産として共有することを基本として、積極的に民間企業等との連携を進める。民間企業等が共同研究による成果を実施する場合には、企業側が持分相当の実施料を支払うこと及び実施しない場合には第三者への実施を許諾することを原則とする。ただし、前者については産業化への貢献や権利化のための費用負担を考慮し、実施料を請求しないこと等ができるものとする。

（３）効果的な実施許諾及び譲渡

機構が単独で保有する知的財産権の他者への実施許諾については、非独占的な実施許諾

を原則とする。ただし、当該知的財産の有効活用が促進され、かつ、公益性及び公平性の観点から問題がないと判断される場合には、必要に応じ、実施の範囲（地域や事業分野等）や期間を限定した上での独占的な実施許諾や無償での実施許諾を行う。また、知的財産権の活用を促進する上で真に合理的と認められる場合には、透明性や公平性の確保など一定の条件の下で、当該権利を原則として有償で他に譲渡する。

（４）知的財産権の維持及び放棄

権利化された知的財産については、社会的貢献及び経費の効率的利用のため、出願後の関連技術の動向及び実施状況等を勘案して、権利の維持あるいは放棄の判断を定期的に行う。

（５）侵害行為への対応

機構が保有する知的財産権について、権利保護を実効あるものにするため、類似技術の出願状況等の確認・把握に努めるとともに、明らかになった他者の権利侵害行為に対しては、適宜外部の専門家とも協議の上、警告、差止訴訟の提起等適切な対応を行う。

５．知的財産に関する機構の取組

機構は本ポリシーの意義と内容について役職員の理解の増進に努め、戦略的な知的財産マネジメントの推進に取り組む。

（１）役職員への周知と成果の適切な評価

機構は、役職員の意識向上のため、本ポリシーを役職員へ周知する。また、研究開発成果の社会実装に取り組んだ役職員の貢献を個人の業績評価に反映し、権利化された場合や実施許諾に伴う収益が発生した場合には、当該役職員に対する補償を実施する。

（２）知的財産マネジメント体制の構築

知的財産のマネジメントを適切に推進していくためには、組織による支援とそのための人材の確保を連携して実施していくことが重要である。このため、役職員が業務において知的財産関連活動を適切に行うことができるよう人材育成に継続的に取り組むとともに、知的財産を戦略的かつ効率的に取得し、管理・活用に有効な支援体制を構築する。